

【事業目的・背景・課題】

国立公園の利用拠点には、良好な自然環境、日本的な文化や人の営みの特徴など、旅行者を惹き付けるポテンシャルを有している。一方で、インバウンド対応や個人旅行へのシフトなど旅行ニーズの変化に対応できておらず、また廃屋化した建物が魅力を著しく低下させているなど自然環境と地域独自の文化が相まった魅力を旅行者が十分に体感できていない。

また、第24回観光立国推進閣僚会議（R6.7）にて、2031年までに全ての国立公園で、地域の理解と環境保全を前提に、世界水準のナショナルパーク化を実現すべく、民間活用による滞在体験の魅力向上の取組を展開することとなった。

以上より、インバウンドの地方への誘客促進等の観光促進のため、引き続き計画に基づき事業を推進する必要がある。

【事業内容】

○国立公園利用拠点の上質化のため、地域関係者が策定する利用拠点計画に基づき、新たな民間投資を呼び込み、地域が一体となって面的な整備改善を図る取組を推進する。

○具体的な調査内容・補助対象事業は以下のとおり。

1 利用拠点計画策定支援

2 利用拠点計画に基づく整備事業

- ①廃屋の撤去 ②インバウンド機能向上 ③まちなみの改善
- ④既存施設の観光資源化 ⑤引き算の景観改善
- ⑥利用拠点滞在環境改善事業【新設】

3 自然景観地の核心地の上質化事業

建物の外装、内装、設備の改修 等

【事業イメージ】



廃屋を撤去し、跡地に民間事業者が新たな施設（カフェ、休憩テラス等）を整備



利用が低下していた施設をリニューアルし、観光拠点として滞在環境を上質化

【事業実施スキーム】

- ・事業形態：直轄事業（2①のみ）、補助事業（補助率1/2※）
※利用拠点整備改善計画の策定支援は2/3
- ・請負先/補助対象：民間事業者、都道府県、市町村等
- ・事業期間：令和元年度～

【令和7年度見直し内容】

- ・滞在体験魅力向上に重点的に取り組む利用拠点において、景観阻害施設の撤去など面的な滞在環境改善への支援拡充
- ・社会的課題、ニーズの変化を踏まえた補助内容の見直し